

2018年度

慶應義塾大学入学試験問題

法 学 部

論 述 力

法学部の論述力試験について

この試験では、広い意味での社会科学・人文科学の領域から読解資料が与えられ、問いに対して論述形式の解答が求められる。試験時間は90分、字数は1,000字以内とする。その目的は受験生の理解、構成、発想、表現などの能力を評価することにある。そこでは、読解資料をどの程度理解しているか（理解力）、理解に基づく自己の所見をどのように論理的に構成するか（構成力）、論述の中にどのように個性的・独創的発想が盛り込まれているか（発想力）、表現がどの程度正確かつ豊かであるか（表現力）が評価の対象となる。

注 意

1. 指示があるまで開かないこと。
2. 受験番号と氏名は、解答用紙のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
3. 解答に際し、解答用紙の「注意」を必ず読むこと。
4. 下書きの必要があれば、メモ用紙を利用すること。解答用紙の余白には何も書いてはいけない。
5. この冊子は、問題用紙・メモ用紙を含めて7頁ある。試験開始後直ちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合には遅滞なく監督者に申し出ること。3頁から6頁はメモ用紙である。

「問題」

次の文章は、現代社会のリスクに我々がどのように対処すべきかを記したものである。著者の議論を四〇〇字程度でまとめた上で、それに対するあなたの考えを、具体例にふれつつ論じなさい

第一に、リスクを取ってでも事業をおこなおうとする決定者とそれにより損害を被る被影響者とのあいだでのコミュニケーションのあり方を詳細に検討すべきである。この点については、ニクラス・ルーマンがシーラ・ジャソフのいう「完全に同化されることのない対話」に着想を得て提案している「了解」のあり方が参考になる。

ルーマンによれば、了解（あるいは「説得されないままに進捗する了解」という言い方もしているが）とは、「了解しあわなければならない者を、その信念から引き離したり、改心させたり、あるいはどんなかたちであれ変えさせようと試みたりはしない」かたちでのコミュニケーション様式をあらわす。これは以下のような特徴をもつ。

(1) リスキーとされる事象についての評価を含めて、一般にある出来事や状態についての記述は、客観性を装って「他人を強制的に同意させるだけの十分な、唯一正しい知」を駆使しようと振舞ってはならない。というのも、こんなに観察や記述そのものが、誰によってどのような利害関心にもとづいておこなわれているのかという、第三者からの観察にさらされざるをえないからである。またその際、上記のような態度を相対主義だと批判してはならない。なぜならこの場合、相対主義ではない何かを望むことはできないからである。

要するに了解の過程は、同調圧力から解放されなくてはならない。決定者と被影響者のあいだでなされるコミュニケーションは不安定で揺らぐことを宿命づけられている。ある時点でひとつの解決案が受け入れられたとしても、その場その場での取り決めでしなく、あくまでも暫定的なものであり、つねに問い直しに関して開かれていなければならない。

(2) 了解の過程では「道徳」を持ち出すことは慎まねばならない。了解の基本原則は、みずからの道徳と合致しない者の「排除」ではなく、道徳を禁欲することによって得られる「包摂」でなくてはならない。つまり、対話への参加者を制限する動きは、可能な限り制止されるべきである。さらにいえば、参加者は「賢い市民」である必要もない。参加は強制されないものであり、対話の機会

ごとに関心のある者が参加でき、しかも参加できるときに参加すればよい。逆に、体制／反体制という図式を持ち出し、教条主義的に決定者（体制側）に対して非難することも慎むべきである。

現在、「参加」や「審議」に軸を置いた民主制のあり方が模索され、その具体的な姿として、調査に協力する人々が討論を通じて問題点や論点を把握した上でアンケートに答えるデリベラティブ・ポリング、あるいはデンマークや日本でのコンセンサス会議が注目されているが、そうした場における討議のあり方を考えるうえでも、この「了解」のあり方は示唆に富む提言である。

第二に、専門知への不信や不安という問題への対処も視野に入れておかなければならない。近年の高度な科学技術のもたらす多様なリスクは、科学への信頼を問題化するきっかけとなっている。専門知や科学への信頼の問題に対して、どういった対処法を展望すればよいのか。

この点については、人間と自然の関係性の様態から環境問題を分析する「社会的リンク論」の議論が傾聴に値する。鬼頭秀一によれば、今日の高度な技術は、我々の経験によって飼い慣らすことも、また経験にもとづいて信頼を付与することもできなくなっている。そこで、特定の地域や文化に歴史的に蓄積されている固有の知識（ローカル・ナレッジ）や生活知を援用したり活用したりする必要があるとする。つまりこの知識や生活知によって技術を飼い慣らし、経験にもとづく信頼を獲得して、科学技術の不確実性に由来する不信を補ってゆくべきだというのである。それは、見えない技術を見えるものへと転換することである。さらにそれは、自分たちの手に負えなくなったリスクを再び自己責任で利用できるものへと差し戻すことでもある。自分たちで技術を制御する術を身につけることで、皆でリスクを分かち合い、相互の支え合いにもとづいた社会の構築へと向かうことができるのである。

信頼は自分が「あえてする、リスクい」行為の選択に深く関わっている。そこでは、自分たちの行為とその結果との関わりが可視的になることが必要である。

たとえば水害についていうと、かつて日本には地域住民の自治によって水害への対応をはかる「水害予防組合」が各地に多数存在し、これが水防活動の主力をなしていた。この組合は、受益者負担の原則にしたがって、住民がその土地所有面積や建物の固定資産税額、水害頻度等にに応じて組合費を拠出し、これをもとに河川環境の整備や堤防の改修等をおこなった。しかし、一九五八（昭和三三）年の水防法の改正をきっかけにして次々と解散し、市町村の予算で行政によって運営される「水防事務組合」へと編成替えされていた。現在残存

メモ用紙

メモ用紙

メモ用紙

メモ用紙

する「水害予防組合」は全国でわずか十前後であり、これらの組合も、活動内容が形骸化しているケースが多く、該当する地域内住民がその存在すら知らない場合もある。

そうやってしまった原因として、都市化の進展や組合費の負担に関わる住民間の紛争の深刻化などがあるが、主たるそれはダムや堤防に代表される治水技術の著しい進展である。水害防御のための専門知に依存することにより、人々は水害のリスクをあまり心配せずに日常生活を送ることができるようになった。他方、あたかもそのリスクが存在しないかのようにさえ認識された結果、川への関心が薄れ、水害に備えるための伝統的な知恵も失われ、いったん水害が起ると甚大な被害がもたらされるようになってしまった。水防と治水の分離として語られる事態も同様である。

水害を完全になくすることは不可能である。必要なことは、ふだんから水害とつきあい、水害リスクを地域で分かち合っていくことである。これが水害への対応の基本となる。高度な治水技術を駆使して大洪水が発生しないようにすることは重要であるが、大きな被害が出ない程度の水害ならば適度に氾濫・遊水させて、ふだんから水害の体験やその被害を軽減する方法を訓練することが必要である。こうした考え方は、現代の高度な技術の効率性を生かすだけでなく、「住民のための技術」から「住民による技術」に重点を置いて、住民にとって可視的かつ参加可能な「コミュニティ技術」として地域社会に組み込んでいくことであり、リスク管理のために重要な考え方である。

かつてウルリッヒ・ベックは、リスク社会における「危害の貧困化」という表現を用いて、リスクや危険の定義が専門家に独占され、被害を被りうる当事者の直接的な経験の意義が低下し、当事者がいわば「管轄外」になってしまいう事態を指摘した。同様のことをルーマンも、リスクが過剰に、あるいは過小に評価されることで、リスク言説が先鋭化したり日常生活の不安が煽られたりする傾向を、システム分化・役割分化の進展および経験の抽象化によって説明している。上述の「住民による技術」の議論は、こうした「危害の貧困化」を緩和する術として評価できるだろう。

第三に、新しいリスクとのつきあい方について信頼を軸に考えていく際には、信頼についてのより詳細かつ緻密な理論を展開する必要がある。

たとえば、「信頼」と「不信」を先鋭に対立させる思考方法から一定の距離を保たなくてはならない。確かに、信頼と不信は対照的な関係にある。地域住民間の信頼関係の意義を力説する議論にしばしば見られるように、信頼は倫理的・道徳的に「善」であり不信は「悪」、あるいは信頼が「原則」で不信は「例外」

といった想定が、暗黙裡に入り込んでいることが多い。より多くの信頼を獲得し、不信を極力避けようとする議論の背景には、不信が非効率であり逆機能的であるという仮定が存在する。しかし、信頼社会かさもなければ相互不信社会かといった二者択一しか用意されていないと考えるのは、単純にすぎる。むしろ信頼と不信は、(とりわけ近代的な条件のもとでは)相互に強化しあう関係にあるものとして捉えられるべきである。不信の概念にも、信頼の概念と同程度の目配りが必要である。

まず、信頼するということの「観点」が分化していることへの冷静なまなざしが必要である。どの観点で人や集団を信頼し、どの観点では信頼しないのか、という観点の特定化を組み込んだかたちでの議論が必要である。

また、政治や科学への信頼とか不信とはいっても、どのレベルでの信頼であり不信なのかを正確に区別する必要がある。たとえば政治システムについていえば、それを多くの層からなるひとつの「玉葱」のようなものとして考えるなら、その一番深いところにある政治的コミュニティや民主制そのものへの信頼や不信と、そのひとつ表側にある現行の諸制度に対する信頼や不信、さらには、もう少し表面に近いところの、ある特定の政策や政党や政治家に対する信頼や不信などを一括して議論することはできない。ロジャー・カスパーソンらが指摘するとおり、より「深い層」での(たとえば民主制への)信頼が確保できなければ、「表層」での不信はむしろ有益なものであるかもしれない。

(中略)

社会が、全体として信頼社会になったり不信社会になったりすることはありえない。社会が複雑化してゆけば、不信と信頼が相互に強化されてゆく。ある一定レベルの「不信」であれば、将来的損害の可能性を早期に発見するうえで機能的に作用することもありうる。問題は、信頼をいかに最大化するかよりもむしろ、信頼と不信とが社会のなかでどのように絡み合っているかを見極めることである。

過度の不安に煽られて「監視社会」の到来に手を貸すのではなく、また、専門知や政治に身を委ねて安心に浸りきり、リスクがないかのような生活を送るのでもなく、現代型リスクといかにつきあい、皆でいかに分かち合っていくのかを考えることこそ、リスク社会に生きる我々の課題である。

小松丈晃「リスク社会と信頼」(今田高俊編『社会生活からみたリスク』岩波書店二〇一三年)。試験問題として使用するために、文章を一部省略・変更した。

